

令和5年度 第1回

新宿区消費生活地域協議会

令和5年7月4日（火）

新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課

午後2時00分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回新宿区消費生活地域協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、また委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、新宿区立新宿消費生活センター所長、消費生活就労支援課長の大山です。どうぞ、よろしく願いいたします。委員の皆様におかれましては、この会議は、議事録作成のため、録音及びカメラ撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、ご発言の際はお手元のマイクをご利用ください。

それでは、開会にあたり、文化観光産業部長よりご挨拶を申し上げます。

○鯨井委員 今、ご紹介いただきました文化観光産業部長の鯨井でございます。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

非常に会場が広くて、向こうの顔がちょっと見えないぐらい、コロナの対策ももうそろそろいいかなというところがございますけれども、大分広い会場で、ちょっと大分遠い環境でございますけれども、どうぞよろしく願いしたいと思います。

本協議会におきましては、平成27年度に第1期協議会が発足をいたしました。今年度は第5期ということの、第1回の会議でございます。新たに委員となられた方々もいらっしゃいますけれども、皆様引き続きどうぞよろしく願いいたします。

さて、昨年4月から成年年齢が引下げとなりまして、1年が経過したところでございます。10代からの相談件数は全国的にも増加しているところがございますけれども、新宿区におきましても同様に増加しているところです。

これまでも本会議におきまして、若者の消費者教育について議論を重ねていただいたところでございますけれども、若者の消費者トラブルの未然防止、こうした議論を引き続き継続していく必要があるというふうに考えてございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル化の急速な進展など、社会が大きく変化する中、消費者の意識や行動も変化しております。こうした中、本協議会の存在意義もますます高まっているというふうに認識しております。皆様のご協力なくして新宿区の消費者の安定・安全確保及び消費者教育は進まないと考えております。

本日は、ぜひ忌憚のないご意見を賜ればというふうに考えています。本日はどうぞよろしく願いいたします。

簡単でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

ここで、本日配付しました資料等について確認させていただきます。

資料のほう、次第の裏面をご覧ください。配付資料の一覧となっております。

資料1としまして、新宿区消費生活地域協議会の委員名簿となっております。

資料2が、新宿区消費生活地域協議会設置要綱ということで、ホチキス留め2枚資料となっております。

資料3は、新宿区消費生活地域協議会概要ということで、A4横の資料となります。カラー刷りのものとなります。

次に、資料4、第4期新宿区消費生活地域協議会の取組についてということで、こちらもホチキス留め2枚、それから、次第のほうの資料一覧には掲載していないところですが、右上に資料4-2という記載がございます、第5期消費生活地域協議会での主な協議事項について、案のほうをお示しさせていただいております。

資料5、新宿区の消費者行政という紫色の冊子となります。

続きまして、資料6、新宿区における若者の消費生活相談事例及び相談傾向ということで、A4、1枚、表、裏とある資料となります。

資料7、第41回新宿区くらしを守る消費生活展事業概要、A4、1枚、表面のみの資料となります。

そして、資料8、最後になります。消費社会を学ぶ中学生編という、中学生向け消費者教育副読本です。こちらの冊子のほう、資料8となります。

それから、皆様のお手元に、参考資料としまして、三つ折りのピンク色のパンフレット、新宿区消費生活センターパンフレット、しんじゅく区くらしの情報7月号、こちら、出たばかりのくらしの情報の資料となっております。

それから、最後、エシカル消費啓発リーフレットというか、チラシです。エシカル消費は思いやりというようなカラー刷りのチラシとなっております。

配付させていただきました資料は以上となります。もし足りないもの、不足等ございましたら、挙手にて職員までお知らせください。大丈夫でしょうか。

それでは、続きまして、次第の3、委嘱状の交付となりますが、本日は皆様の机上のほうに置かせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

駆け足となりますが、続いて、次第の4、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

す。大変恐縮ですが、時間の都合上、所属とお名前のみでお願いいたします。なお、自己紹介の順番は、さきに資料1と書いてございますこちらの委員名簿に従って、上のほうから順番に皆様それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、初めに、西村先生からお願いいたします。

○西村委員 横浜国大の、もう退職しておりますが、西村でございます。よろしくお願いいたします。

○後藤委員 早稲田大学を今年3月で定年退職しました後藤と申します。よろしくお願いいたします。

○志水委員 東京弁護士会所属の弁護士の志水と申します。よろしくお願いいたします。

○青木委員 新宿消費生活センターで相談員をしております青木と申します。よろしくお願いいたします。

○宮崎委員 新宿区消費者団体連絡会の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山委員 新宿区商店会連合会副会長をやっています丸山と申します。よろしくお願いいたします。

○田中委員 落合第一地区民生児童委員会長、田中敦子でございます。よろしくお願いいたします。

○中山委員 区民委員を拝命しました中山貴公と申します。よろしくお願いいたします。

○堀口委員 初めまして。今回から区民の委員として関わらせていただきます堀口と申します。よろしくお願いいたします。

○小林委員 戸塚警察署生活安全課長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○岡委員 新宿区立江戸川小学校校長の岡でございます。よろしくお願いいたします。

○菊池委員 東京都立戸山高等学校家庭科の菊池と申します。よろしくお願いいたします。

○大瀧委員 若松町高齢者総合相談センターで管理者をしています大瀧です。よろしくお願いいたします。

○内藤委員 障害者団体連絡協議会副会長の新宿区手をつなぐ親の会会長の内藤です。今年もよろしくお願いいたします。

○高島委員 新宿区の安全・安心対策担当副参事の高島と申します。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員 新宿区の障害者福祉課長、渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○新川委員 新宿区高齢者支援課長をしています新川と申します。よろしくお願いいたします。

○坂元委員 新宿区教育委員会事務局教育指導課長の坂元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

○鯨井委員 改めまして、文化観光産業部長の鯨井と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

私も改めまして、消費生活就労支援課長の大山です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 消費生活就労支援係長の森と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 消費生活就労支援係の中野と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、新宿区町会連合会、大浦委員、新宿区社会福祉協議会、関原委員、新宿養護学校、門脇委員が、所用のため欠席となっております。

本日は、委員22名中、19名の出席となっており、新宿区消費生活地域協議会設置要綱第6条第2項の規定により、半数以上の委員の出席が会議成立の要件となっておりますので、本日の会議は成立ということでございます。

それでは、次第の5に移ります。

こちら、今期1期目の会議ということですので、会長の選出を行いたいと思います。

協議会設置要綱によりますと、会長は委員の互選ということになっておりますが、どなたか立候補またはご推薦等ございますでしょうか。

新川委員、お願ひいたします。

○新川委員 第4期に引き続き、西村先生にお願ひするというのはいかがででしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

皆様、いかがででしょうか。西村先生、いかがででしょうか。

(拍手)

○事務局 ありがとうございます。

では、先生、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、先生、座席のほうを前のほうにご移動をお願ひいたします。ありがとうございます。

では、先生、一言ここでご挨拶を頂戴したいと思います、お願ひいたします。

○西村会長 では引き続きということで、5期目の会長を務めさせていただきます西村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私自身は、消費者教育に関わってきた年月が三、四十年という長きにわたってやってきた老年ですが、かれこれ国立大学は65歳定年で、辞めて早いもので7年近くになります。現在

は少し関連の仕事を引き受けてやっているところです。

消費者教育推進法ができて10年少々たちまして、従来に比べれば消費者教育が定着してきたのかなという部分と、一方でまた、今、課長からもお話ありましたけれども、デジタル化の急速な進展といいますか、C h a t G P Tですか、様々な分野で、今日も文科省が夏休みの宿題にC h a t G P Tを使わないとか、そんなニュースも流れていましたけれども、我々はその消費者被害にも、逆にデジタルの中で遭ってしまう。我々も簡単に利用してしまうA m a z o nですけども、F T C、連邦取引委員会がそのA m a z o nプライムの問題で提訴するというようなことが、最近新聞に出ておりました。簡単にプライムに入って、私もプライムの会員になってしまった一人ですけども、年会費を払って、すぐ翌日に届くという、しかし、考えてみれば、こんな小さいものなのに、こんな大きい箱に入ってきたりして、これも大変な消費者問題の一つだなと思いつつながら、なるべく使わないようにしながらやっている始末です。

5期目に入りますので、何らかの整理も今期はしたいなというふうに、個人的にも思っているところです。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、次第の6、副会長の選出を行いたいと思います。

副会長は会長の指名ということになっております。西村先生、いかがでしょうか。

○西村会長 恐れ入ります。もしお差し支えなければ、これまでの継続ということで、後藤先生、お願いできればありがたく思いますが、いかがでございましょうか。

○後藤委員 よろしく願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、後藤先生にということで、皆様よろしゅうございますか。

(拍手)

○西村会長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

では、後藤先生、副会長席にご移動をお願いいたします。

後藤先生、ありがとうございます。

では、後藤先生、ここで一言いただけますでしょうか。

○後藤副会長 よろしく願いいたします。

私は、先ほど申し上げましたように3月で定年でしたが、それまで、早稲田大学の法学部

と法科大学院で民法と消費者法を担当してきました。

そのほかに、東京都消費生活対策審議会でお世話になりまして、今、国のほうで、内閣府消費者委員会で種々の消費者問題に対応しているということでした、そういう意味では消費者問題に関心を持っている一人でありますけれども、こういうふうに関心現場の声を直接聞かせていただく機会はあまり多くないので、そういう意味で、この会議は大変勉強に大変なっております。

微力を尽くしますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行、西村会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○西村会長 それでは、議事次第に従って進めさせていただきたいと思います。

皆様のお手元に議事次第があるかと思いますが、まず最初に、報告事項ということでしょうか。

1番目に、新宿区消費生活協議会の取組についてということで、7-1ということになります。新宿区消費生活地域協議会の取組について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、私のほうから、第4期の取組について少しご説明させていただきます。

初めに、今回初回ということで、新宿区消費生活地域協議会の概要を簡単に先にご説明させていただきます。

資料のほう、資料3というものをご用意ください。

初めに、この協議会、平成27年度から新宿区における消費者教育の推進、消費者安全の確保をはじめとする消費者行政について、関係機関、関係団体の皆様と連携し、意見交換や協議を通して消費者行政の充実を図るために設置いたしました。

資料3、消費生活地域協議会の概要、上段の左側となります。

消費生活地域協議会、こちらのほうは、繰り返しになりますが平成27年度に設置いたしました。また、右側となりますが、平成29年度からは、改正消費者安全法の規定に基づく消費者安全確保地域協議会、こちらを併せた会議体となっております。

最後に、一番下の図をご覧ください。

本協議会のワーキンググループとして、後にまた説明いたしますが、中学校向け消費者教育副読本作成委員会と、悪質商法被害防止ネットワーク、こちらのほうを設置してございます。こちらについては、また後ほどご説明させていただきます。

それでは、資料の4のほうです。第4期新宿区消費生活協議会の取組についてです。

主な点だけかいつまんで説明させていただきます。

第4期、こちらにつきましては、主な協議事項としては、平成30年度、民法改正がございました。令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたということで、本来この2年間は主に成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進ですとか、若者への周知・啓発、こちらに重点を置いて、会議の中でみんなで意見交換、協議等を重ねてきたところです。

成年年齢引下げというところは、自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すというプラス面がある一方で、18歳、19歳については、これまで行使できた未成年者取消し権が失われ、消費者被害が増えるというような懸念がございました。

こうした中、自立した消費者の育成、若年者の消費者被害防止のための消費者教育の充実という観点から、協議のほうを重ねてまいりました。小学校、中学校、高等学校の消費者教育の取組状況ですとか、当事者となる高等学校の状況の報告などを受けまして、若者の消費者被害の未然防止に今後どう取り組んでいくのかといった内容を中心に協議を行ったところです。

主な意見の中には、成年年齢引下げの周知・啓発と同時に、若者が消費者トラブルに遭ったときにすぐに相談できるよう、消費生活センターの周知・啓発が併せて必要であるとか、また、消費者教育の推進は、教育課程の中だけでなく、幼少期から家庭の中で消費者に対する意識をどう高めていくのか議論できる場があるとよいといったようなご意見もいただいたところです。また、成年年齢が引き下げられたらどのような問題があるのか、保護者へも消費者契約法などによる取消し権の権利について教えることが必要だ等、様々な議論を行ってきたところでございます。

また、消費者トラブルについては、②になります。

消費者トラブルについては、LINEやツイッターなどSNSが発端となって契約に至る事例が増加しているところです。最終的には対面での契約となりますが、きっかけがSNSであるため、自分が契約した相手が誰か分からない、連絡手段が見つからないといった問題が発生しています。こうした場合は処理が困難となる事例が多数あることを認識する必要があるとともに、デジタルの問題というのは、今、若者だけでなく、高齢者のほうにも広がってきているというような意見、報告がございました。

その他につきましては、例えば、これは令和3年度に行った、③四谷小学校で行った出前講座の報告、また、④消費生活シンポジウムについては、今年の1月に開催したのですが、

西村会長に基調講演をお願いしまして、コーディネーターのほうには西村先生、それからパネリストとして消費者団体連絡会、こちらにもご出席していただいております宮崎会長、また、新宿区高等学校教諭の村田前委員、公募委員の的場前委員、それから私のほうでパネリストに参加させていただきまして、成年年齢引下げについて議論を行ったところです。

こちら、1枚おめくりください。2ページ目になります。

続きまして、消費者安全の確保といったところでは、悪質商法被害防止支援事業についての取組の報告、それから、②買物支援を通じた見守り活動の実証事業の報告というところで、これは、令和4年度の消費者庁の事業となります。こちら、令和5年2月に消費者庁が新宿区でモデル事業として実施した買物支援を通じた見守り活動について、消費者庁の職員に参加いただいて報告を受けたりしました。

こうしたところで、第4期、主な内容としては取り組んできたところがございます。

2番以降は、主などいいますか、会議の開催の実績を掲載させていただいておりますので、後ほどご覧ください。

そして、こうしたことから、第5期、今回どういうことに取り組んでいくのかといったところは、資料4-2というものをご覧ください。

今回は、こちらを皆さんにお諮りして、ここでご承認いただきたいと思うのですが、第5期の協議事項につきましては、資料4-2にあるとおり、まず、消費者教育の推進というところでは、デジタル時代の消費者教育、消費者啓発の在り方といったところを主な論点としていきたいというふうに考えております。提案理由としては、先ほど西村会長のほうからもお話があったとおり、やはりデジタル化の進展等、消費者を取り巻く環境というのは目まぐるしく変化しています。消費生活相談においても、SNSをきっかけとしたトラブル、またインターネット通販等に関するトラブルが増加しており、やはりデジタル化が進展した社会では、全ての消費者が消費者トラブルに対して脆弱となる可能性があるというふうに言われています。こうした社会背景を捉えまして、デジタル時代の消費者教育、消費者啓発の在り方というのを、この場で皆さんで、この2年間で共有していけたらというふうに考えております。

次に、2点目となります。

消費者安全確保のところでは、悪質商法被害防止ネットワーク事業の総括と、今後の方向性ということを中心にしたいというふうに考えてございます。提案理由としましては、こちらのネットワーク事業、平成18年度に事業を開始しております。内容につきましては後

ほどご説明させていただきますが、この令和5年度で18年目を迎えます。この間、ネットワークの推進として、介護事業者等への参加勧奨等を行ってきたところですが、毎年、年1回実施しております悪質商法被害防止ネットワーク連絡会、こちら、事前アンケートを全ての事業者に送付してご協力をいただいているところですが、やはり回収率がとても低いといったところが課題として挙げられています。また、参加団体というのも、そこまで劇的に増えていないというような課題があることから、一度このところに来て事業を総括しまして、今後の方向性などをこの場で検討していきたいというふうに考えてございます。

こうした協議事項について、西村先生、何か補足等ございますでしょうか。

○西村会長 そうですね、この後皆さんからもご意見いただくわけですが、5期目として、ここの協議会は、先ほど冒頭に課長からご説明ありましたように、推進法に基づく消費者教育推進協議会と、消費者安全法に基づく安全確保地域協議会の両面の性格を持った協議会ということで、教育と、それから、教育啓発と消費者被害の問題、被害防止の問題というのは切り離せないということで、この会を持っている。ある意味全国的にもこうしたトータルで議論している協議会は非常に少ないんですね。そういう意味では、ここでいろいろ議論することが、一つの先見的なものになっていくと言っても過言ではないだろうというふうに思っています。

先ほど来、出ていますように、今年は9年目、10年目の議論ということになります。もちろん新しい委員の方もいらっしゃいますので、その新鮮な感覚の中で、新たにこの時代にふさわしい消費者教育の在り方、これまでの総括、これもまた必要なことですね。これまでできてきたこと、あるいはできてこなかったこと、そして、安全確保に関しても、その被害防止のネットワークをつくって、全体で90団体以上でしょうか。それが中に入ってネットワークに、また、新宿オリジナルの形で議論の俎上に上げるかどうかということのチェックリストを作ったりしてやってきたわけで、その辺の総括も含めながら、新たな、さらに手を尽くす必要がある部分を検討すると考えております。

今、課長からご提案がありました今年の協議事項ということですが、そういう中で、皆様方から様々なご意見をいただきながら、この2年間の間で議論を詰めて、最終的に何らかの報告書というか、提案書と申しますか、この協議会として何かそういう外に出せるようなものをつくってみたいと考えています。

かつてこの協議会では、論点のまとめというふうに、1回だけ、非常にシンプルなものでございましたけれども、出したことがございます。その後、そうした文章的なものは作成を

していませんので、ちょうど今期が終わりますと10年ということにもなるという一つの節目と捉えて、こうした協議を進めていくということは非常に有効ではないかなと私自身も思っています。

皆様方から、今の点に関してご意見があれば、ぜひご自由に発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

後藤先生、何かどうですか。お願いします。

○後藤副会長 今、西村会長からもお話がありましたように、消費者教育の推進と消費者安全の確保という2つを一体として推進しているというところに特色があるということでありまして、私はこれをもっと生かすような方向というのが考えられる、必要じゃないかなというふうに感じています。

消費者被害が起こって、起こった後に、例えば契約を取り消すとか、クーリングオフとか、そういうような形で被害救済を図るということも非常に大事なことでありますけれども、例えば成年年齢引下げというようなことでも、被害救済が大事だということとともに、子供の頃からの家庭教育も含めて、自分で考えて判断する、行動するという習慣を身につけていくということも非常に大事でありまして、そういう意味で、被害が起こった後の救済ということと、それから、被害の予防・防止ということ、これは当然なことのようにですが、一体として推進して、子供の頃からの教育とか、啓発ということが大事だというふうに思っています。

そういう意味で、今日もいろいろご意見、ご発言があると思いますけれども、そういう声を生かして、何らかの形で取りまとめというようなお話が出ておりますので、消費者教育と安全確保を両者一体として推進するという姿勢を示すことができる、そういう取りまとめと、それから、今後の方向性というのがあったらいいなというふうに思っています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

皆様から何かご発言ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

もし何かありましたら、時間の中で適宜ご発言いただいても差し支えないかというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の令和4年度消費生活センターの相談概要及び取組について、こちらのほうに報告を進めてまいります。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 消費生活就労支援係長の森と申します。よろしくお願いたします。

こちらの紫色の新宿区の消費者行政の冊子をご覧ください。

まず、6ページをお開きいただけますでしょうか。

消費生活相談の受付状況、まず、ア、相談件数でございますが、令和4年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は3,820件でした。前年度は3,804件でしたので、16件の増と、昨年度より微増となっております。

次、7ページに移りまして、年齢の状況でございます。

ご相談いただいている方の年代別の相談件数を見ますと、70代以上が最も多く、前年度に最も多かった30代は83件の減となっております。

次に、8ページ、表の2、相談受付件数の多い商品、役務を見ますと、最も多い相談はレンタル・リース・賃借で、相談内容としては賃貸アパートの修繕費や敷金等の返金、レンタカー、晴れ着のレンタルなどとなっております。

次に、9ページをお開きください。

新型コロナウイルス関連についてでございます。令和4年度は63件で、昨年度の115件からさらに減少いたしました。新型コロナウイルス関連の相談内訳で最も多いのは旅行代理業となっており、コロナ禍であるため、いつでも旅行をキャンセルできることを規約で確認してから契約したにもかかわらず、キャンセルしたら一向に返金されないなどの相談が寄せられております。

続きまして、消費者の自立支援のほうとなります。

ちょっと飛んで14ページのほうをご覧ください。

こちら、消費者教育の一環といたしまして、区では消費者講座のほうを実施しております。まず1つ目が、一般財団法人日本消費者協会に委託した講座となります。本年1月31日の8回目までは、会場とオンラインのハイブリッド開催となりましたが、それ以降開催した9回目と10回目は会場のみでの開催となっております。

次のページの新宿区消費者団体連絡会に委託した講座となります。消費者大学講座の6講座は、ハイブリッド開催となりました。親子講座と委託講座、それぞれ1講座は会場のみでの開催となっております。

次の16ページ、一般社団法人新宿ユネスコ協会委託講座につきましては、5回の講座で全てをハイブリッド開催となっております。

それから、17ページには、出前講座が記載されてございます。こちらは消費生活相談員が

消費者被害を防止するために、区内の学校や地域団体、高齢者関連事業者の方が集まる学習会や講座の席で、講師としてお話をさせていただくものです。昨年度は10件の講座の依頼がございまして、対面とオンライン合わせて697名の方にご参加いただきました。

そして、次のページ、18ページ、消費者団体連絡会になります。

こちらは、令和5年4月現在の構成団体数は10団体となっております。

続きまして、消費者活動事業助成となります。こちらは、消費生活に関する自主的な活動を行う団体等が行う公益性のある事業に対して、活動経費の一部を助成しております。令和4年度の実績は6団体8事業に助成を行いました。

次に、19ページの消費生活展になります。

こちらは、令和5年1月21日に、B I Z新宿多目的ホールで、成年年齢引下げをテーマとしたシンポジウム及び消費生活に関する普及啓発を図るパネル展を開催いたしました。新型コロナウイルスの影響により、シンポジウムの形での開催は平成30年度以来となっております。

最後になりますが、消費者情報の提供といたしまして、くらしの情報を年5回発行いたしました。本日は、参考資料に最新版をおつけしておりますので、どうぞご覧ください。

以上、簡単ではございますが、昨年度の消費生活センターの取組状況となります。

○西村会長 ありがとうございます。

ただいま森係長からご説明をいただきましたが、皆様からご質問、ご意見等があればお願いいたします。

特に今の段階ではよろしいでしょうか。

それでは、報告事項に関しましては以上ということにさせていただきます。協議事項のほうに入ってまいりたいと思います。また何かお気づきの点がありましたら、最後にその他のところでご発言いただければと思います。

協議事項8番目です。1、消費者教育の推進についてということで、若者の消費者相談の傾向と未然防止に向けた消費者教育についてということになります。

初めに、事務局より、区が行った若者への啓発・周知の実施報告を受けまして、それから、新宿区における若者の消費生活相談事例及び相談傾向について、こちらのほうは消費生活相談員さんのほうからご報告を受けたいと思います。

それでは、まずは課長のほうからお願いしたいと思います。

○事務局 大山です。

若者向けの周知・啓発ということで、私ども、昨年度からの引き続きとなります。

各地域、新宿区、10所の地域センター等ございまして、こちらのお祭りですとかイベントなども活用しまして、消費生活センターの周知に努めているようなところでございます。やはり小学生ですとか若い方もいらっしゃるいただきますので、こうした場を今後も活用して、消費生活センターの周知と啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、あとは、やはり若者の目を引くような、消費者被害防止のチラシなどを作成しまして、今後も継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

さらに、先ほどちょっとお配りしたこちらのパンフレットの中に、ツイッターのご案内がございます。こちら、消費生活センターのツイッターとなっております。こちらのほうも定期的に、やはり週1回は、今、目標としているところですがけれども、情報発信をしていきまして、皆様に多くこういったものを見ていただけるように、併せて周知・啓発に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、若者の消費生活相談事例及び相談傾向について、ご説明を青木さんのほうからお願いいたします。

○青木委員 私は消費生活相談員をしております青木と申します。

皆様には、消費生活センターについて、日頃からご協力をいただいて感謝しております。ありがとうございます。

今回、新宿区における若者の消費生活相談事例及び相談傾向ということでお話しさせていただきます。

資料は6-5をご覧くださいと思います。

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。2022年4月1日から2023年5月31日における18歳から19歳の相談を個別に見てみました。男性11件、女性22件となっております。相談内容としては多岐にわたっておりますけれども、医療脱毛、脱毛エステ、こちらが男女とも多くなっております。

年齢を18歳から29歳という幅に広げてみました。男性293件、女性389件となっており、一番多い相談は、やはり賃貸住宅のご相談。これは男女ともです。この年代層でも、若者に関心の高い医療脱毛、脱毛エステの相談がやはり多くなっておりますけれども、これに関しては、昨年度から今年度にかけて、クリニック及びエステ店の倒産・閉店が多く見られたこと

が増加の理由として考えられています。

最近、美容医療の契約もすごく増えています。これは、契約に関しては、私どももお話のほうをお聞かせいただくことができますけれども、実際の施術内容、手術したところが気に入らないとか、そういうご不満になると、なかなか私どもで解決というのは難しくなります。

あと、最近の傾向なんですけれども、若者の相談の傾向として、マッチングアプリ等を介して、そこで知り合った人に、別の高額契約を勧められるケースというのが多くなっております。今の若者の傾向として、友達申請をしてきた人が友達、以前から知っているのが友達ではなくて、友達申請をしてきた人が友達という認識になっています。副業、退職代行サービス、投資マンション、ポイ活サービス等の相談もあります。これは、耳慣れない方もいらっしゃると思うんですけれども、退職代行サービス、会社を辞めたいといったときに、自分で言うことができず、こういう退職代行サービスというのを利用しての相談というものもあります。あと、ポイ活サービス、これは、ポイント活用サービス。これを契約するとポイントが多くもらえるよという相談。そういうものも増えています。

あと、情報発信として、ミニブログ、ツイッターであるとかLINEであるとか、そういうものを皆さん利用しているようで、影響がすごく大きいです。例えば最近なんですけれども、ツイッターで、電気代が高くなっていますと。消費生活センターに相談をすれば解決が図れますと。解決は図れないんですよ、本当は。ただ、それを受けて、若者の方が、1日5件も6件も同じ企業のごことで相談をしてくるという実態があります。今は消費者金融等も、お金を借りる場合でも、スマートフォン一つあれば、アプリでお金を簡単に借りられるために、マルチ、副業、そのまま言われるままの登録をしてお金を手渡しているという案件も多くなっています。契約そのものも遠隔操作で契約まで進む案件もあり、一層の消費者教育というものの必要性は感じております。

今回の事例については、一向に減らない医療脱毛、脱毛エステの事例ということでご紹介させていただきます。

事例1、医療脱毛のトラブル。

このご相談者、契約者は20代の男性です。4か月前、インターネットで見つけた医療脱毛8回の契約をした。契約期間は2年間、全身脱毛、ビキニライン、顔が施術項目になっている。自分のクレジットカードの与信額が低かったのが、総額25万円はクレジット2社を使って、クレジットの翌月一括払いで支払った。2回施術を受けたところで、クリニックから、

SNS等で当院に対してのご指摘や誤解により、クリニックでの現場での対応ができない状況となった。当院は一時的に休院しますとメッセージが届き、その後、店と連絡が取れなくなってしまった。未施術分の6回を返してほしい。私どもに相談が入ったときには、もう店舗とは連絡が取れません。相談者の手元に届いたメッセージと契約書面を確認し、もうクレジットカード会社のほうに何か救済策がないかということで確認をしました。ただ、これについては、クレジットの契約時期及びクレジットカード会社の対応、それぞれの判断になるために、私どもで何かというのはなかなか難しい状況というのもございました。一応確認はしたんですけども、最終的には、今現在クリニックの運営会社が既に破産手続に入っているんで、何も対応できないと言われて、破産管財人からの通知を待っている状況になっています。

事例2、こちらは脱毛エステのトラブル、今度はエステのほうです。

これは、相談者は40代の女性、契約者は18歳の男性でした。相談いただいたのはお母様からの相談です。

息子が8日前に脱毛したいと思い、インターネットで検索し、返金保証と表示されていたサロンのカウンセリングを受けたいようだ。35万円程度の下半身とひげの脱毛コースを勧められたが、学生でお金がなく、高額だったのでちゅうちょしていると、今日この場で契約すれば割引する、48回の分割なので、毎月の支払い額は7,000円ぐらいだと勧められた。アルバイトをしていたので、7,000円ぐらいならいいかなと思い、個別クレジットで契約したらしい。3,000円はその場でお支払いになっている。今日、息子の部屋を掃除していて、契約書面を見つけた。息子と話し合い、2か所の部位、先ほど申し上げた下半身とひげ、これを下半身の脱毛だけすることにして、あとは解約をするということの話合いとなった。息子は契約金額を35万と言っていたが、契約書面を見ると、総額の契約金額は47万円だった。クーリングオフをするか、未成年者取消しをしたいというのがお母様のご主張でした。

私どものほうからは、クーリングオフは契約の一部分だけを解除することはできないと。また、クーリングオフ期間というのは1日経過していました。なので、もうクーリングオフはできないので、特定継続的役務提供の中途解約、役務提供前ということで、解約料を払っての解約は可能だということをお伝えしました。

実際に成年年齢の引下げはもうあるので、19歳は成年という扱いになることを説明して、未成年者取消しはできないということをご説明はしたんですけども、お母様のほうが聞き入れていただけず、とにかく息子さんとのお話もさせていただけない状況でした。契約書面

も確認できないまま、お母様のほうは、後日ご自身でサロンに取消しを強く強く主張して、結果的に対応されたとのこと報告がありました。

消費生活センターから、成年年齢引下げについて再度説明し、家庭内で今後の契約について再確認してほしいということはお伝えさせていただきました。

なかなか難しいのは、成年年齢が引下げになったにもかかわらず、親御さんのほうがそれを受け入れてくださらないケースが多く、やっぱり子供なので、私から申出をして解約をするから、とにかく何ができるかだけ教えろというようなご相談も多くなっております。そういう場合には、繰り返し成年年齢引下げについてということの説明させていただいて、ご理解を求めているというところになっております。

あと1点、今後ちょっと心配しておりますのが、2023年6月1日から、契約書面が電子化されることになっております。そうしますと、今回のように、母親が部屋を掃除していても、契約書面とかそういう契約を見つけることが難しくなります。なので、基本は電子書面になったとしても、紙の交付が原則ですから、ぜひ皆さんも周りの人に、ご契約をした場合は紙で契約書面は受け取ってくださいということを強く周知していただけると助かります。

私のほうからは以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

ただいまの事例のご説明並びに相談傾向等に関して、皆さんからさらにご質問、お尋ねありましたら、どうぞご自由にお願いたします。

ちょっと先に、私が気づいたこと、1点だけお尋ねしたいんですが、最初の医療脱毛トラブルのことに、結局これは、結果的には返ってこなかったわけですね、お金が。これはそもそも、僕の感覚なんだけれども、一括払いにしなければ、分割払いにもししていれば、クレジットをですね。そのクレジット会社にサービスが受けられなくなったということで、止めることができますよね。

○青木委員 止めることはできます。

○西村会長 だから、ある意味消費者教育的に言えば、高額なものに手を出すときは、即時払いや一括払いは駄目だよと。クレジットカードをどうしても使うんだったら、分割払いにしないと、それを引き受けないような業者ならやめなさいと、そういうふうに言えばいいんじゃないかな。

○青木委員 この件については、ちょっとなかなか難しいのが、これはマンスリークリアではあるんですけども、要するにマンスリークリアというのは、クレジットの翌月一括払いで

はあるんですけども、クレジットカード会社によっては止めてくれているところ、返金対応に応じてくれているところもあるんです。ただ、あくまでもクレジットカード会社判断なので、こちらから強く求めることはできない。一概にはそこは言えないところなんです。

○西村会長 分かりました。

どうぞ、志水先生。

○志水委員 先ほど西村先生のご質問にもあったところなんですけれども、これ、そもそものところで、2社を使って翌月一括払いを合算で決済をしているというところ自体が、少し販売店というか、お店のほうに問題があるなというところで。カード会社というのは、2社合算で決済することは大体規約で禁じているんですね。それをなぜ禁じるかというところ、その方の身の丈に合った決済金額を大幅に超えてしまうからというところ、なので、この決済額、総額25万円というものは、この人の与信枠を大幅に超えているだろうというところが前提になってしまうので、そういう決済を勧めてくる業者は信じていいのかというところが、まず一つのとどまりポイントだったんじゃないかなと思います。

あとは、先ほどのご質問の、翌月一括払いの場合と分割払いの場合とで、翌月一括払いの場合は、後からサービスが提供されなかった場合に、支払いを拒むということが法的にはできない。割賦販売法の規定というのがございまして、分割の場合であればそれができるといのが、法的保護としてはあるんですけども、他方で、分割払いというのは手数料がかなりかさみますので、下手すると多重債務に陥ってしまうというところがあるので、これは必ずしもこういう総額で何回というものがセットになっている契約は、自分に合っているのか。それとも毎回行くたびごとに決済をするようなところのほうが、逆に合っているんじゃないかとか、リスクが低いんじゃないかとか、本当は支払方法についていろいろ考えて契約をしてほしかったなというところではあると思います。

○西村会長 ありがとうございます。

今、先生、2社の合算で支払うことを禁じているというご説明がありましたけれども、それは法律なんですか。それとも業界のガイドラインですか。

○志水委員 カード加盟店のほうの加盟店規約で禁じていることが多いと思います。それで、あくまでサロンとカード会社との間での契約関係の問題なので、消費者側が何か主張できるというものではないと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

皆様、どうぞご自由にご意見をお願いいたします。

どうぞ、堀口さん。

○堀口委員 質問させていただいてよろしいでしょうか。

事例の2なんですけれども、これは、お話を聞いていると、最後のほうにおっしゃっていましたが、このエステサロンの問題ではなくて、お母さんの、そういう消費者が増えてきたというところの問題というふうにちょっと聞き取れるんですけれども、息子さんからしたら、正確なことを親に言わないということもありますし、あと、お母さんが勝手に息子さんの部屋に入って見ているとか、あと、事業所さんが応じておられるので問題ないと思うんですけれども、どっちかという、事業者さんからしたら、これというのはカスタマーハラスメントに近いのかなと一瞬思ってしまう、これはエステサロンの問題というものではないという整理でよろしいんですか。

○西村会長 じゃ、お願いします。

○青木委員 これは、エステサロンの問題ではないと言えなくはないんです。と申しますのが、そもそももう19歳なので、成人なんです。成人がする契約に対して、お母さんが何かともう言うことはできないんです。

ただ、19歳で学生だよという人に対して、そもそも7,000円だから払えるでしょうというところが問題なんです。7,000円だとしても、それを、じゃ、全体の金額で見たときが幾らなのか。

あと、先ほど志水先生がおっしゃっていただいたとおり、これは個別クレジットで契約をしているので、手数料がすごく高額になるんですよ。最終的には、恐らくその与信自体を超えるような契約を、19歳の子に勧めているよという理解にはなるんですね。

そこもあるんで、本来であれば、消費者センターのほうに直接ご相談をいただきたい理由としては、消費者教育につながる、今後どういうことがあるということをお伝えしたかったんですね。ただ、そこまでつなげることが最近難しいなというところで、ご理解をいただければと思います。

○堀口委員 ありがとうございます。

○西村会長 そうしましたら、ここで、今、クレジットに関する知識の問題もあるし、若者の対応というようなこともありますので、消費者教育という立場からすると、やっぱり学校教育との関係です。この事例、直じゃなくても結構なんですけど、今日、高等学校と小学校の先生が見えていらっしゃるんです。どんなふうに子供たちに消費者教育を行っていらっしゃるか。そのことも含めてご発言いただければというふうに思います。

戸山高校の先生でしたね、お願いしてよろしいですか。

○菊池委員 都立戸山高校の菊池でございます。よろしく申し上げます。

本校の教育課程では、家庭基礎を高校2年生に2単位設置しております。令和4年度の学習指導要領の改訂においては、今年度から授業を実施しているところです。

消費者教育に関連する内容については、4月から大体8時間ほど授業を行っておりまして、内容は生活設計から資産形成の必要性、その先の投資というところで、2学期の初めにも4時間から6時間ほど消費について授業を行う予定であります。

今、消費者被害ということだったんですが、今のところ投資についての授業を中心に行っていて、今までの学習指導要領では、家庭経済などで消費を中心に触れてきたんですが、今回の改訂では、金融商品などの内容を扱うにあたって、生きていく上で必要な資産形成という内容で実施しております。

金融商品については、グループワークなどで実際の金融商品を調べさせてプレゼンすることで、メリット・デメリットを共有して、あと、数学と関連して金利の計算をさせて実感させているところです。

消費生活に対しては、東京都のCMシナリオのコンテストも含めて、消費者トラブル、契約について、これから考えさせる予定であります。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

生徒の被害とかそういうことは、特に先生のお耳には入っていないですね。

○菊池委員 そうですね。被害は直接届いておりませんが、ただ、ちょっと生徒と関わっていると思うのが、キャッシュレス化が進んでいて、お金を扱う感覚がなくなっている生徒が多いので、保護者のクレジット決済で支払いをしていることから、被害に遭っても気がついていない生徒もいるように思います。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、江戸川小学校の岡先生、よろしく申し上げます。

○岡委員 小学校では、家庭科の授業の中にカリキュラムとして入っております主権者教育として行っています。また、法教育、租税教育、そして消費者教育というような名称で、新宿区でも重点を置いて行っております。

ただ、その消費者教育の中に、今、話題になった、ネットの危険性などについては、GIGAスクール構想が進んでいるので、ネット上のこと、タブレットを使った学習のところの

危険性というところで関連づけて教育をしているところのほうが、時間的には大きいかなと思います。なぜかという、家庭科や社会科で学習しているのは、消費の仕組みだとか買物の仕方だとか、効率的な生活の仕方だとか、そうした一般的な仕組みについて学習することが目的であるので、危険に巻き込まれないようにという教育については、情報モラル教育というところで進めています。どこの学年もなるべく低学年のうちから計画的に取り入れて学習を進めているところです。特にタブレットを全児童が持っておりますので、例えば保護者会などで保護者に協力を得ながら、子供たちに定期的にチェックを入れるなど、様々な方法で安全に学習を進めております。

以上でございます。

○西村会長 ほかにどうでしょうか。皆様方から、委員の皆様からご意見ありましたらお願いします。

じゃ、堀口さん、どうぞ。

○堀口委員 すみません。私も3月まで大学の教員をしておりました。新宿区内の大学なんですけれども、実際に私の授業を受けていた受講生が、詐欺の被害に遭いまして、それで、ちょっと心を病みまして、卒業が危なくなったりとか、やはりそういう事例が散見されるように、ここ数年なってきたと思います。

新宿区内に結構専門学校も大学もあると思いますので、もちろん小・中学校、高校も大事なんですけれども、都会に出てきて右も左も分からなくなってきた18歳以上もたくさん居住していると思いますので、大学へのアプローチもぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

先ほど冒頭のところで、課長から、今年度、今期の検討事項ということで、消費者教育に関して、あるいは消費者安全の確保に関してということで、例の議論の一応の方向性を出していただきましたけれども、ここの協議会、何年か続けてやってきて、やっぱり思いますのは、先ほど副会長の後藤先生がおっしゃってくださったような、2つの協議会を一体化してやっているという、非常に特異性といいたまいますか、そこに独自性があるということと、もう一つはこの新宿という地域性です。今、ちょうど堀口さんがご発言くださいましたけれども、人がわんさかいつもいる。なんというんでしょう、人口移動というんでしょうか。

それから、先ほど相談、係長のご報告の中で、消費者相談が一番多いのは賃貸関係であるというお話がありましたけれども、それだけ、逆に言うと、恐らくこれは僕の想像ですが、

人の出入りが激しいから、何年かいてまた出ていくというような、地方から出てこられて新宿に来て仕事というようなことの特異性というんですか、地域性があるんだろうと。学校も多いというようなことで、また、繁華街もたくさんありますから、そういうところで様々なトラブルに出くわしやすい。そういったことから、あと一つは、ちょっと今日はまだ出ていないんだけど、外国人の問題なんかどうなっているのかなというのもちよっと気になります。外国人がかなり多いんじゃないかと、出入りが。そうすると、そういう方の、やっぱり一つの消費者としての脆弱性の中に、そのトラブルに巻き込まれやすい部分というのがもしかしたらあるかもしれないということで、それに対する対応などもやっぱり考えなくてはいけないんじゃないかと。あるいは既にやっているかもしれないんですが、そのあたり伺ってもいいですか。外国人への対応というのは、新宿区の消費者センターとしてどういうふうになっているかということ、青木さんですかね、よろしいですか。

○青木委員 おっしゃるとおり、外国人の方はすごく増えています。ただ、残念ながら、私たち言葉が分からないので、やはり詳細なところが読み解くことができないんです。決められた外国語の相談を受けているところが、東京都の消費生活総合センターのほうで、外国語で聞く相談の窓口を設けているんです。そちらをご案内させていただきます。

ただ、場合によっては、片言の日本語でもお話ができて、契約書面等確認でき得るものがあれば、でき得る範囲では当然ご協力もさせていただいておりますし、志水先生のご協力をいただいているように、必要があれば水曜日に弁護士相談、一緒に立ち会って相談を受けたりとか、あとは方向性を聞いていただいたりとか、そういうような形で、でき得る限りでのご協力はしているんですけれども、やっぱり本質のところ、どうしても細かいニュアンスが分からなくなってしまうと、私たちも読み解けないところがあるので、そのときは申し訳ないんですけれども東京都をご案内しています。

あと、もう一点は、今、インターネット通販がすごく主流になっている中で、国内か海外かと分からないケースがあるんですけれども、これが海外事業者だと、正直私たち対応ができないです、海外と。その場合には、国民生活センターの中にある越境消費者センター、そちらの窓口をご案内するような形にさせていただいています。

○西村会長 私、一回その越境センターを利用しました。簡単にだけ時間がもったいないですから申しますと、ネット上で署名や寄附を求めるレディーフォーという団体が、ネット上で署名を集めたり寄附を集めて、それで何か発信をしていく。何十万の署名が集まったとか報告しています。

それが、たまたま僕は個別に、ある原発問題とか何か、あるいは動物保護の問題だとか、ちょっと覚えていないんですけども、過去に何回か利用していましたから、案内がいつも来るわけですね。こういうのがやっていますけれども、賛同しますか何とか。それはいいことをやっているんだらうというふうに思いながら、1回1,000円払ったんですね。そうしたら、なぜか毎月1,000円が落ちていくんですね。そのことを僕は気づかなかったんです。それは、僕自身の問題なんですけど、要するに、クレジットカードもウェブの請求書になっているから、毎月見ない限りは、何が落ちているかというのはわからないわけですね、キャッシュレスですよ、まさに。1年半ぐらいたってから、実に情けないんですよ。これで消費者教育やっているなんて言えないんですけども、よく見たら、毎月そのレディーフォーから1,000円落ちているんですね。

それで、ええっと思って気づいて、そのカスタマーセンターを探したわけです。ところが、そこがなかなかたどり着かないわけです。それで、どうやら本部が何かシンガポールらしいとか、そんな情報がネットで分かったんですが、そうこうしているうちに、横浜市の消費者センターに相談したら、それは越境のほうと相談してくださいということになりました。

しかし結局、越境消費者センターというのも、情報は聞いて、私に対して様々なサジェスションはしてくれますけれども、そこが具体的に解決に対して直接何かしてくれるわけじゃないんですね。だから、僕自身も勉強になりましたけれども、結局相手方と交渉するしかない。日本支部というのも、何かあるようなないような、はっきりしないんです。それで、英語でメールを書いたり日本語で解約したい、返金も求めると書いたりして、3週間ぐらいかかりましたけれども、そうしたら、何か非常に日本語として変な日本語なんですけれども、解約の扱いにしましたと返信が来たんです。それで、今回は特別に6か月分だけ返金しますと。翌日6,000円入ってきたんですね。だから、それで決着したということで、一応国民生活センターの越境センターのほうにも連絡をしたということがありました。

ですから、信頼を置ける団体なんだろうと思いつつも、まさにサブスクみたいなものですね。そのときだけの支払いだと思っていたら、毎月の支払いになっていたという、そういうネット上でやっているものですから、記録がはっきり出てこなかったという、非常に残念な顛末をお話しさせていただきました。

それでは、今の消費者教育に対して、ここら辺ということにしたいと思うんですけども、皆様からご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○事務局 消費生活就労支援課のほうには、外国人向けの啓発といたしまして、被害防止パンフレットのほうを、英語、中国語、韓国語、ネパール語、ミャンマー語、ベトナム語のほうで発行しております、年に2回、日本語学校のほうに送付させていただいております。

○西村会長 センターには置いていないんですか。

○事務局 ございます。

○西村会長 センターにも置いているんですか。ありがとうございます。

それでは、ひとまず消費者教育のところ、そこまでとして、2番目の議論のほうでお話を進めてまいります。

新宿区くらしを守る消費生活展の実施でいいですか。それでは事務局から、消費生活展の概要の説明をお願いします。

○事務局 では、資料7の第41回新宿区くらしを守る消費生活展の事業概要のほうをご覧ください。

新宿区では、消費生活展と消費生活シンポジウムを隔年で行っており、今年度は消費生活展を開催する予定となっております。

消費生活展は、消費者団体、グループの日頃の活動成果を発表する場として開催しております。今年度は、会場を、例年の新宿駅西口広場イベントコーナーから、東南口のサナギ新宿イベントスペースに移し、開催時期も1月から11月に変更し、より幅広い世代の方にご来場いただけるよう、開催に向けて準備をしているところであります。人の往来の多い場所で開催することにより、大勢の方に情報提供や普及啓発をすることができ、消費者団体の活動への理解を深めていただくとともに、一般の消費者の消費生活の向上を目指しております。

また、ステージイベントや様々なワークショップを開催し、若年者や高齢者まで幅広い年代の方が楽しみながら学べる生活展とする予定となっております。現在、企画を進行しているところでございます。

協議会の方々にもぜひお越しいただければというふうに思っております。また、周りの方にもお声がけいただければ幸いです。

消費生活展については以上となります。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、この事業に関して、宮崎委員、お願いしていいですか。開催の共催団体ということでしょうかね。お願いいたします。

○宮崎委員 消費者団体連絡会の宮崎です。

2年に1回、区と共催のような形で、いわゆる消費生活展実行委員会のメインの形で協力させていただいております。会員たちもとても楽しみにしており、今年は何のテーマにするかと、区と一緒に、職員さんと一緒に考えながら、ああでもない、こうでもない、結構その時点から楽しんで議論をしながらテーマを決め、決めると今度は自分の団体からどういう活動を組み立てて、そこに展示するかなど、いろいろ頭を悩ますんですけども楽しみでもある生活展でございます。

なるべく若い人を取り込んで、また新宿区民さんだけではなく、お通りになる方たちもどんどん取り込んで、いろいろ進化したいなと思っておりますので、ぜひ皆様方もいらして、アイデアをいただいたり、一緒に楽しんでワークショップなどに参加していただけると助かります。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

11月に行われる消費生活展ということでのご説明、コメントを頂戴しました。ありがとうございます。

この消費生活展に関して、何かご意見等がございますでしょうか。

中山さん、お願いします。

○中山委員 この消費生活展で、先ほど教育に関連することではありますが、例えば被害に巻き込まれないためにというような、そういった展示とかはされるのでしょうか。何かしらのそういった事例があるのか。あるいはこんなことを気をつけてくださいとか、そんな予定はあるのか。そういうものがあつたらいいなというふうに思いましたので、ちょっとお聞きしております。

○西村会長 ではどちらか、宮崎さんのほうからよろしいですか。

では宮崎さん、お願いします。

○宮崎委員 毎回、いわゆる被害等を防ぐための寸劇をしながら、被害防止の実例を示しながら、演技をしたりして、キャンペーンを張っていたんですが、実は主役がちょっとけがをしまして、今年はどうしようかと悩んでいるところでございます。

それから、区民まつりにも実は出演をいたしておりまして、東京都も行っている消費者展、東京都も毎年くらしフェスタというのを、今年は新宿西口広場のイベントコーナーで2日行うんです。そこにも出演していたんですが、ちょっとそれを、今、どうしようかと悩んでいるところなんです、思いはたくさんございます。またご指導いただければうれしいです。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。検討していただければということだと。ありがとうございます。

係長から何かありますか。

○事務局 消費生活展のほうで、消費生活センターのブースを設けますので、その中で被害防止について啓発することも可能かと思っておりますので、ちょっと検討してまいりたいと思います。

○西村会長 そこで相談をすると、そういうことはできないんですか。その消費生活展の当日にとかというのは、これは難しいですか。

○青木委員 どうしても個人情報の点もあって、そういう不特定多数の方が行き交うところで個別のご相談というのは受けづらいです。申し訳ないです。

○西村会長 分かりました。

まあそういう展示ブースがあるということで、これまでの傾向など、あるいは被害防止のパンフレット等がそこで配布されるということで了解いたしました。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

どうぞ、宮崎さん。

○宮崎委員 工夫の一つとして、クイズラリーのような形で、各ブースを巡りながら、参加者、子供たちが一つ一つの疑問に対して答えを出していくというようなことを、その展示者と来場者がそこでコミュニケーションを取ったり、いろいろ被害に関する相談までももちろんいかないんですけれども、対話ができる、コミュニケーションができるというのは一つのメリットで、これまでもやってきましたが、まだこれから計画を立てて動くところなので、今日の皆さんの思いも会員のほうに伝えたいと思っております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、消費者教育に関して、最後の副読本に関する部分、3番目です。こちらのほうについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 こちらの消費生活を学ぶ中学生編をご覧ください。

消費生活就労支援課では、教育委員会と共に新宿区消費者教育副読本作成委員会を組織し、平成14年から区内中学生向けに消費者教育副読本を作成しております。現在は3年に一度改訂を行っており、今年度が改訂の年となっております。今回は内容を改訂するほかにも、冊

子サイズを現在のB5版からA4版へ大きくし、また、紙質も鉛筆で書き込みやすいものに変更し、生徒の方が使いやすいものとなるようリニューアルする予定となっております。

7月に、今月になりますけれども、第1回の作成委員会を開催し、その後、年内にかけて校正を行う予定でございます。改訂した消費者教育副読本は、次回の地域協議会で委員の皆様にお配りできればと考えております。

今日お配りした副読本の内容をご覧くださいまして、気になる点や改良点などご意見がございましたら、メール等でいただければと思います。作成の際に作成委員会内で共有し、参考とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

副読本に関してご意見があればお願いしたいと思います。

じゃ、堀口さん、お願いします。

○堀口委員 とてもすばらしい取組だというふうに認識しております。

なのですが、この副読本に実は誤りが多いというのが、国のいろいろな会議で指摘されておりまして、ちょっと私のこれまでの仕事の整合を見ていたところも、ちょっとこれ、間違えているんじゃないかなと思うところがあるので、そこは後ほどメール等で送らせていただきますが、いろいろな国の会議の審議会で、副読本がどうにかならないかという話が、よくいろいろな業界団体からも出ておりますので、チェックだけは厳しい目でやっていただければというふうに思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

副読本に関して、もし差し支えなければ、教育委員会、指導課長坂元さん、よろしいでしょうか。

課長、よろしくお願いいたします。

○坂元委員 教育指導課長です。

今、ご指摘いただいた副読本のこの内容については、一番後ろの裏表紙のところの作成委員会を構成しておりまして、実は教育委員会を中心に、それから学校の先生方を中心に作成しているものです。もちろん内容そのものについては、学習指導要領等も含めまして、全て鑑みて適正なものを作成ということで十分配慮はしているところなんですけれども、今、ご指摘のあったようなところは、今後十分注意しながら、それも踏まえて、作成等については

こちらの事務局のほうともしっかり相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

○西村会長 ありがとうございます。

小さなことですが、一番、この副読本の最後の36ページを見ると、お勧めのホームページというのがあるんですけども、新宿区がないんですけども、これは、できれば新宿区も入れたほうがいいんじゃないかと思いました。それを見ると、子供たちがぱっと区のページにいて、消費生活センターの中身が分かるとか、何かそういう新宿区のものでつくるから、そのためにはいろいろ準備が必要なのかもしれませんけれども、ご検討いただければと思います。

あわせて、デジタルの話が先ほど来出ていますので、そのデジタル化、スマホ、SNS等々のお話、先ほど情報モラルのお話も出てまいりましたけれども、そんな関連のところがちょっとまだこの中身でやや薄いのかなと感じたところでございます。ご検討いただければと思います。

どうぞ、委員。

○堀口委員 座長に言っていたので、すみません、36ページに、内閣府の食品安全委員会も加えていただければと思います。

食品安全委員会が関わっているのは、食生活と自立の部分になると思いますし、食品安全委員会のほうでは、キッズボックスという小学校の高学年向けのものを、もう10年近く毎月のように出しておりますので、参考にしていただければと思います。よろしくお願いたします。

○西村会長 具体的なお提案、ありがとうございます。

どうぞ、後藤先生。

○後藤副会長 すみません、間違っていると、一例、二例でも結構ですから、例えばどういうところが間違っているんですか。

○堀口委員 すみません。10ページなんですけれども、例えば健康食品が下から2番目に書いてあるんですが、これは大事なメッセージで、とてもいいと思っていますが、アスパルテームとかステビアというのは、健康食品とはあまり関係がないところ、人工甘味料だと思いますので、これは食品添加物の話のように見受けられたりもしますから、健康食品とはちょっと別かなと思います。

ちょっと今、確認できていないんですけども、表示の例の原材料名の下が空欄になって

いるんですけれども、ここ、横線が入っていない場合はそのままだと思うんですが、横線を入れた場合というのは、添加物名という文言が一般的には入るんじゃないかなと、ちょっと思っています。

○西村会長 ありがとうございます。

そうしましたら、せっかく3年に1回の改訂ということですので、皆様もお気づきの点がありましたら、この改訂に間に合うようにご意見をメール等でこちらのほうに、新宿区のほうにお出しただければありがたいというふうに思います。

後藤先生、よろしいですかね。

○後藤副会長 ありがとうございます。

○西村会長 それでは、大きな2番目の議題、消費者安全のほうにまいりたいと思います。

消費者安全の確保についてということになります。令和5年度の悪質商法被害防止ネットワークの取組についてということになります。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 悪質商法被害防止ネットワークの説明と、令和4年度の実績をご報告させていただきます。

新宿区の消費者行政、紫色の冊子のほうをご覧ください。

21ページをお開きいただきますと、悪質商法被害防止支援事業が掲載されてございます。悪質商法被害防止ネットワークは、悪質商法被害防止支援事業の一環となっております。平成17年10月から、潜在化しやすい高齢者等の悪質商法被害を早期に発見し、迅速な事前交渉を通じて被害の回復を図るとともに、次々販売による二次被害を防止する点に主眼を置いて、悪質商法被害防止ネットワークの推進、悪質商法に関する研修の実施、訪問相談の実施などを行っております。

23ページのほうにネットワークのイメージ図がございます。

こちらをご覧くださいますと、高齢者や障害者など、周りにいる方々に、例えばご自宅に訪問したら、何かちょっといつもと違う様子があったとか、何かいつもと違うものがあるとか、気になる点を消費生活センターのほうに通報していただき、消費生活センターでお話を伺い、必要に応じてあっせんなどを行っております。

令和4年度の実績といたしましては、ネットワーク参加事業者は97事業者となっております。令和3年度の事業者数は94事業者でしたので、3事業者の増となりました。引き続き事業者の参加勧奨を継続して行ってまいります。

なお、参加事業者につきましては、現在のところ、高齢者総合相談センターをはじめとする高齢者施設や介護施設が主なところではございますが、昨年度来、障害者支援施設への勧奨を行ってきたところ、今年度に入ってから2つの事業者の加入に至っております。

悪質商法に関する研修につきましては、研修に先立って、ネットワーク参加事業者へのアンケートで、高齢者や障害者の被害事例等を調査しております。研修では、アンケートから得られた事例等を基に、消費生活相談員が悪質商法による被害を早期に発見するためのポイント等を紹介しております。令和4年度は10月31日に開催し、19名の参加がございました。

訪問相談につきましては、相談内容によってはセンターにお越しいただいたり、お電話いただかなくても、必要に応じて高齢者や障害者の方のお宅へ相談員が直接訪問し、相談に当たる体制となっております。ただ、令和4年度につきましては、実績のほうはございませんでした。

また、ネットワークを通じて国民生活センターで発行している見守り新鮮情報という注意喚起情報や、その他ネットワークを通じて寄せられた情報などをメール等により事業者の方に配信しております。

今後も協議会でのご意見等も参考にしながら、適切に事業の展開を進めてまいります。

悪質商法被害防止ネットワークについては以上となります。

○西村会長 ありがとうございます。

被害防止ネットワークに関しましては、関係される委員の方々が多くいらっしゃいますので、お一方ずつご意見、コメントをいただければありがたいというふうに思うんですが、最初に、民生委員の田中さんのほうからご発言いただいてよろしいでしょうか。

○田中委員 悪質業者ということで、1点ちょっとございまして、それは、新聞なんですけれども、新聞の配達員が、ご老人がお一人にいたるところで、3か月だけ取らないかということで、契約をしてしまったと。それで、粉石けんからいろんなものをよこしたと。それで、その方、断るに断れない。もう今までも取っているんだけど、断るに断れなくて、たまたま甥御さんがいらしたときに、これはクーリングオフしなきゃいけないということで、それは無事に終わったんですけども、老人の方は、断れなくなってしまうんですね。玄関でピンポン押されても、おうちの方から、絶対にカメラを見て、どなたか聞くんだというふうに言われていても、すぐに開けてしまうというようなことを家族から聞きました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

続いてどうでしょうか。

障害者団体のほうで、内藤委員、いかがでしょうか。

○内藤委員 ありがとうございます。内藤です。

この悪質商法被害防止ネットワークに、障害者団体の事業所、どんどん入っていただきたいと思っています。

ただ、一番被害に遭うのが、軽度の知的障害の方なんです。軽度の方というのは、一応一般就労している方が多くて、ある程度給料ももらっていて、お金もあるんですね。そういう方たちを見守るようなシステムにはなっていないんですね、このネットワークの中に。多分福祉サービスも利用されていないということで、この枠外になってしまうんですね。

そういう人たちをどのように支えていくかということなんですけれども、実は私たち、新宿区手をつなぐ親の会は、こういう軽度の知的障害の方たちが、もう60名以上おられます。日頃から相談に乗っておりますので、できましたら事業所だけではなくて、そういういろんな団体がありますから、団体もこういうネットワークに入って、そこから発信してもらような形にしたらよいのではないかと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

障害者団体としては、このネットワークの図式の中にはその文字が見えないですが、これに高齢者、障害者という個々については、この図をどう解釈していいのかわかりませんが、むしろネットワークを取り組む、もちろんその一つとして、その団体の一つとして障害者団体をという理解でいいですか。例えばどんなふうに改善すればというご提案があれば。

○内藤委員 今年から、多分障害者団体の方も、障害者の事業所も入っていますので、この図には載っていてもよいと思うんですけれども、そこに載っていないと事業所を誘いにくいので、この図式にぜひ入れていただきたいとまず思います。団体もどうぞというふうに誘っていただけたらと思います。

こういうネットワークというのは、とにかく広く広く、いろんなところが入ったほうがいいので、ある程度情報提供をして、もう情報提供をするという形で、もうどんどん情報提供していったほうがいいと思います。やり取りというよりも、情報を伝えていく、注意喚起をしていくというのが大事だと思います。

以上です。

○西村会長 課長、どうぞ。

○事務局 ご意見ありがとうございました。

私どももそういったところで、今、本当に見直しを図っているところなんですけれども、そもそもこの障害者団体の皆様のほうに、ネットワークに参加しませんかという勧奨を始めたのが、令和3年度が初回でした。これにつきましては、障害者福祉課のほうともお話しさせていただいて、どういった団体にご通知したらいいかなというのもお話を伺いながら出してきたところなんですけれども、今回、令和4年度に出したのは、指定特定相談支援事業所の情報をいただいて出したところで、結果、2団体のほうから参加の意思をいただいているところでした。その辺については、今、いただいたものも含めまして、私どもも知識がない部分もございまして、そこは障害者福祉課と連携しながら進めていきたいと思っております。

ネットワークの図のほうも、こちらも見直すようにいたします。

○西村会長 ありがとうございました。

続きまして、警察関係のほうでご発言をいただいてよろしいですか。

小林さん、よろしいですか。お願いします。

○小林委員 警察に寄せられる悪質商法とかの関係で、もう最近目立っておるのが、リフォーム詐欺です。これの相談件数が、今、非常に多くなっています。

じゃ、実際にこのリフォーム詐欺に遭っちゃったという人までいくと、そこまではないんですけれども、手口としては、隣のビルの工事をしていたら、上から見たらお宅の屋根が壊れているとか、そんなことで、ちょっと、じゃあ、屋根に上らせてもらえませんかというようなことで入っていくようなものなんですけれども、結構簡単に上げちゃったりするんですよ。そういったところの注意喚起というのは非常に難しいのかもしれないんですけれども、これ、一つ間違えると強盗とかそういったことにもつながりかねないので、そういった安全面で、もうとにかく入れないんだというような教育、まあ教育というのもおかしいんですけれども、注意喚起を高齢者に向けてやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございました。リフォーム詐欺が多いというお話でした。

続いて、高齢者総合相談センターのほうで、大瀧さん、よろしいでしょうか。

○大瀧委員 高齢者総合相談センターでは、高齢者の方の相談をもう何でも受けますというふうになっているんですけれども、その中には、やはり詐欺ですとか悪質商法の相談というものもかなり多く入ってきております。特に私が担当している若松町は戸山ハイツとか高齢化率がすごく高いところもあるので、そのような相談はかなり多く入っています。

最近多いのは、やはり還付金のこともそうなのですが、例えば押買とか、定期的に何か物を買うとか、そういうところでトラブルがあるというようなお話がよくあります。その都度、区役所と消費生活センターのほうと連携を取りながら進めているというところでは。

ただ、私たち、訪問してその方の様子を見ていくんですけども、かなり前に比べれば、例えば自動録音装置の設置とか、何かあったらちょっとまず疑ってみるじゃないんですけども、高齢者の皆さんも敏感にはなっているのかなというような印象は受けております。ただ、まだ毎週のようにいろんな情報が入ってきますので、共有しながら進めていきたいと思っております。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高齢者支援課長、いかがですか。すみません。

○新川委員 高齢者支援課では、高齢者総合相談センターを所管しているところです。先ほど相談センターのお話が出ましたけれども、10か所高齢者総合相談センターがあります。その中で、10か所それぞれ月1回集まって、こういう情報の共有をさせていただいているところです。こういった取組を続けるのと、あと、やはり消費生活センターのほうと連携、情報の共有を行って、何とか悪質商法被害防止に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から、何かこのネットワークに関して、被害防止ネットワークに対してご発言がありましたらお願いいたします。

宮崎さん、どうぞ。

○宮崎委員 宮崎です。

高齢者、障害者というキーワードは出てくるんですが、若年者というのは出てこないのかなというのが質問なんです。その理由は、前にも言ったこともあると思うんですが、新宿に来る、地方から出てくる、特に成年年齢引下げに伴って大学1年生、新宿に来たまま、都会に出てきて引っかかっている学生たちが結構いるんですけども、それがなかなか表に出てこない。区としては、在学者という扱いですけども、それはみんな大学でやっておいてみたいな形で考えているのかなとは思いますが、実際は、被害は結構多くて、見えてくるのは、やっぱり遅刻、アルバイト、お金を取られたり、悪質商法に引っかかって損をしたり、いろ

んな被害を受けた学生たちが、まずは授業に出てこられない。アルバイトでせつせとその損した分を取り返す。それで休学、退学という形で、ようやく見えてくる場合が多いんですね。私も23年間大学教員をやってきましたけれども、実際に学生たちの悩みとか、地域でどう拾ってあげたらいいのか。全部大学の責任よと言ってしまえば楽なんですけど、そことの連携をどうしたらいいのか、ちょっと私も結論は出ないんですが、どこかで一回そういうことも議論していただけるとありがたいです。

○西村会長 ありがとうございます。

確かに宮崎さんがおっしゃるように、今、議論してまいりました悪質商法被害防止ネットワークというのは、高齢者というふうに銘打っているわけではないんですけども、この仕組み全体からすると、この組織図からしますと、高齢者の消費者被害をなくすということで、高齢者関係の諸団体とネットワークを組んでいるということになります。ですから、確かに若者、若年者被害防止ネットワークがあってもいいということになるのかもしれないですね。

だから、もし可能であれば、そのネットワークをすぐつくるというのも、これは大変な話でしょうから、何か関係者を集めた懇談会のようなことを、もし可能であれば今年度に1回持つとか考えては。大学、専門学校等々、それから消費生活センターさん等々関係団体ですかね、入っていただいて。歌舞伎町辺りは若者のたまり場なんだろうから、今、ト一横とかといって、若者のたまり場とかとよくテレビに出たりしますけれども、警察が出て大分整理されたりしたようなんですけれども、消費者被害ということにならないと、なかなかここでの問題にしにくいことになるんだろうとは思いますが、その辺も含めて、その若者、特に大学、専門学校等々の地方から出てきた方々の被害状況とか、その方に対する啓発等々、可能であればできるのかできないのか。そんな場を一度セットしていただければありがたいかなと思いました。よろしく願いいたします。

ほかに皆様からご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○志水委員 高齢者の話に戻るんですけども、高齢者の方の、先ほどお話にあったようなリフォーム詐欺ですとかああいったものは、背景として、もちろん判断能力が衰えているというところもあるとは思いますが、結構寂しさみたいなところが原因になっているところも多くあって、親身に話をしてくれるとか、これはリフォーム詐欺に限らずいろんな訪問販売の詐欺がそうなんですけれども、寂しさに付け込まれているような場合と、あと、簡単なことで脅されてしまうというところで、両方があるなど。やっぱり孤独感に付け込まれ

ているケースが多いなと思うんです。

そういったときに、相談できる先として常につながっているということが極めて重要であるということと、あと、高齢者の方はそんなにキャッシュレスにまだなじんでいないので、お金を払う前に必ず金融機関を一回経由するというのが、特徴としてほかの年代と違うところがあるかなと思いますので、金融機関のほうで、あれ、おかしいな、このお金の動きというふうに気づいていただけるというのが、被害防止のためにはかなり重要なことというふうに思っておりますので、そのあたりとのネットワークというのを、もし強化できるようにあればよいのではないかなというふうに思います。

○西村会長 ありがとうございます。

確かにそうですね。かつての豊田商事の事件なんかも、本当に肩をもんだり、お線香に、お位牌に手をやったり、そんなことから始まって、金のペーパー商法をやったとんでもない商法だったわけですけども、こういったこと、私も今、志水先生のお話を伺って、キャッシュカードを、指示されるままにカードを持って銀行に行くとか、そういう話がよくあるわけで、金融機関の協力、多分協力してくださっていると思うんですけども、そういったところとネットワークもつながっているということが重要かもしれませんですね。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

それでは、時間の関係もありますので、全体の今日のその他ということで、本日のこれまでの協議を通じて、あるいはこの協議会に期待するものというようなことでも結構ですが、ご意見をいただければありがたく思いますが、いかがでしょうか。

丸山委員、何かご発言いただいてもよろしいでしょうか。感想でも結構でございますが。

○丸山委員 今年から加わらせていただいたので、第1回目ということで、概略拝聴しまして、勉強になりました。また次回もよろしくお願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、消費者安全確保全般に関して、後藤副会長からコメントいただければありがたいと思います。

○後藤副会長 本日は非常に有益な議論ができたというふうに思います。いろいろな論点から発展して、受け止める必要があるところがたくさんあるというふうに感じました。

障害者の問題で、むしろ軽度の知的障害を持っている方が被害にあうことが多いというお話がありまして、23ページのこのネットワークの図というのも書き換えていただくというこ

とになりまして、そういう意味で本日の議論が実を結んだというふうに思っています。

全体を通じてということになりますけれども、資料6の事例1と事例2がありまして、その事例2のほうの19歳の青年の脱毛エステのトラブルということでありまして、これは、成年年齢引下げに伴って、こういう被害が出たら困るところがまさに出たという印象でありまして、最初インターネットで検索し、返金保証と表示されていたという、そういう状況でサロンのカウンセリングを受けようということになったんですけれども、35万円、それから最終的には47万円という契約をしたということなんですけど、19歳の大学生ということから見ると、この支払いについて、結局48回の分割なので、月々7,000円というようなことを言われているんですが、この7,000円というところに目がいくというような形にさせられていて、48回ですから、月払いだと4年間ずっと債務の支払いをするということになるわけでありまして、これはやはり年齢とか判断力に応じた接触、勧誘をする必要がある事例ということだと思います。

そういう意味からいうと、法的には適合性原則という言い方をすることもありますがけれども、やはり説明とか勧誘をするときの接触の仕方とか、そういうものを個別の相手方消費者がどういう人なのか、その属性に応じて説明等をする。場合によっては勧誘することをやめると。こういうようなことが必要なんですけど、成年年齢引下げということになって、未成年を理由とする取消権がありませんという、そこが強調されると、あたかもこれが正当な取引、結論的に正当な取引だから、そのまま是認されてしまうということになりかねないということになる。そういう意味で、非常に考えなきゃいけない問題が含まれているというふうに思っています。

そういうことで、このお母さん、息子さんの部屋に勝手に入ったりとか、息子さんの債務について自分で取り戻しに行ったりとか、これは事業者から見るとモンスターという感じはしますけれども、何か私から見ると分かるなど。相手が相手だからみたいなことはちょっとある感じでありまして、そういうことから見ると、取り戻してよかったなということなんですけど、事業者側も取戻しに応ずるような一定の判断というのはしているんじゃないかというふうに思います。決して何か胸を張ってやっていることではないと、こういう状況なんだろうと思います。

従来、消費者被害というのは、高齢者中心に、日本社会は超高齢社会ですので、高齢者の被害救済ということを経済的な課題として取り組んできたんですけれども、今、成年年齢引下げということを契機として、特に若年者の被害救済ということがクローズアップされて、そ

ういう意味で消費者法の進展が見られるというふうに思いますし、それから、障害者ということに関しても、これは判断力の問題ということだけではなくて、やはり先ほど申しましたように、その人に適した事業者としての接触の仕方ということがあるわけでありまして、何か相手方の状況に付け込むような勧誘をするというようなことは、決して認められることではないと、そういうところをみんなで共有していく、そういうことが大事じゃないかというふうに思いました。

全体として、今後ここで営んでいる会議を、どういう方向で行っていくかということでありまして、皆さんの意見というのが、非常に示唆に富むものなので、また次回が楽しみということでありまして、それから、提案として、若年者に対するネットワークみたいなことということも考えられるのではないかと西村会長のご提案もありまして、本当にそうだなというふうに思います。

私も、もう50年以上前ですけれども、地方から新宿の大学に出てきて、新宿で暮らしたということにして、そこではもう何かわけが分からないという状況であって、先ほど志水先生のほうから、高齢者の孤独ということが出ておりましたが、振り返ってみても、多分私も大学に入るという希望に燃えながら、ある意味孤独だったということで、そんな状況でマルチ商法などの被害も起きるといふこととありますと、新宿という場所で、何かより充実したネットワークというのを考えられるのではないかなというふうに、西村会長のご発言を伺って、確かにそうだなという感じがしました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

最後になりますけれども、私も一言だけ、先ほど戸山高校の菊池先生でしたか、投資に関して教育を、消費者教育として資産形成に関するものを、確かに新たに学習指導要領に今年度から入ってまいりましたので、そういった各種金融商品を個別に調べてプレゼンするというような、非常にアクティブラーニング的ないい授業をやっていらっしゃるなというふうに思ったところでありまして、実は私自身として、この5月、6月にかけて動きましたのは、国のほうで金融商品取引法の一部改正案というものが出されて、今まさに後藤先生が話された適合性原則のような、顧客第一にして情報開示などをきちっとして取引させるということを、金融事業者には義務づけると。その部分はいいいんですけれども、たまたまその改正の流れの中に、昨年11月の末に、岸田政権が発表した資産所得倍増プランというのがあって、その中で、国民の安定的資産形成を促すという脈絡の中で、教育にもそれを一步踏み込むと

ということで、金融経済教育推進機構という認可法人をつくと。それがその法令の中に書き込まれて議論されるようになっていきます。詳細は省きますけれども、それに関して、資産形成の教育に金融リテラシーの中でも最も強調されるような話になって果たしていいのだろうかという疑問であったり、あるいは先行する消費者教育推進法等がある流れの中で、その消費者市民社会をつくっていくと、社会をよくするという、自分もウェルビーイングになって、社会もウェルビーイングになっていくというような消費者教育の考え方と、一方で何か自らの資産を増やすと、それで老後の安定を図るといった個人的な部分だけが鮮明に出されてくるということに対する異議申立てを学会有志で出したり、日弁連の方にも消費者問題対策委員会の方にも相談したりして、ロビー活動なんかもしました。

その中で、衆議院は通ったんですけども、附帯決議をつけてもらって、そういう資産形成が強調されるような金融リテラシー教育が行われるということは好ましくないということ、そして、参議院のほうは継続審査ということになりまして、まだ法案は通っていないという状態になって、この間少しいろんな場面で考えていただくというふうに思っているわけです。

従来の金融広報中央委員会を廃止して、その新たな認可法人に全てを委ねるということになるものですから、若干警戒感を持って、また、それが学校教育にも大きく関わってくるんじゃないかということに危惧している立場でございます。

いずれにしても、この協議会、この皆様方の様々なご意見を伺いながら、特に今回取りまとめをしていこうという方向性がありますので、ぜひ消費者教育並びに安全確保に関するご意見を、メール等であらかじめ、こんなことをしたらどうだろうというようなこと、今日の発言できなかったこともあろうかと思っておりますので、ぜひ積極的に意見をお寄せいただいて、その次の回に、多分2月ぐらいだと思うので、そのときにいきなりということもなかなか難しいでしょうから、ぜひそれまでお考えいただいたり、意見を出していただくというようなことを進めさせていただいて、それらについて焦点を絞って議論ができればというふうに思っております。

時間が超過いたしました。何か皆様から、これだけということがあればどうぞ。5分ほど超過して申し訳ございませんが。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で令和5年度第1回新宿区消費生活地域協議会を終了といたします。

司会のほうは事務局にお返しいたします。

○事務局 皆様、長時間にわたり、本日はありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては、今、西村会長のほうからもありましたとおり、事務局のほうでまた検証しまして、次の協議会のほうでお示しさせていただければというふうに考えております。

また、副読本、その他協議会に関するご意見については、事務局のほうからまた改めてメール等させていただきます。特に副読本に関しましては、期限等もかなりまた迫っておりますので、全ては反映できず、やはり学校で使うものですので、ここはしっかりと学校の先生と一緒に検証していかなければいけないことだと思うんですが、お気づきの点がありましたら、そこも含めて検討のほうには、俎上に上げさせていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

本日は、本当に長時間にわたりありがとうございました。

これにて閉会させていただきます。

○西村会長 ありがとうございました。